

技 第 330 号
令和 8 年 6 月 30 日

隠岐支庁関係各局長
土木部関係各課長
土木部各地方機関の長 } 様

技術管理課長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（通知）

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしますのでお知らせいたします。

なお、本通知は市町村へも別途参考送付しています。

記

1. 対象工事

土木部（建築住宅課を除く）が所管する建設工事

2. 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

3. 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を特記仕様書により設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- (2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

詳細な運用方法は、「02_（別紙）中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について」のとおりとする。

4. 適用

本通知は、令和8年7月1日以降に起案した発注工事から適用する。

なお、それ以前に起案した発注工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する

5. 適用期間

本取扱いは、資材供給を取り巻く情勢を踏まえた時限的な対応とし、今後の情勢等により適用を終了する場合は、別途通知する。

島根県土木部技術管理課

土木設計基準係

電話：0852(22)5941／5390

E-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

別紙

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について

1. 特記仕様書記載例

(1) 調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に関する特記仕様書（土木部（建築住宅課を除く）所管工事）

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材

資 材 名	規 格	備考
塩化ビニル管	〇〇mm	
塗料	〇〇塗料	
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

2. 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。
ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から一般的な換算値を用いて算出するものとする。（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更の計上方法は、それぞれ以下のとおりとする。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

→ 代替資材の設計変更協議日時点の実勢単価により設計変更を行う。なお、代替資材の購入価格に流通状況を踏まえた別途調達経費が含まれる場合は、②、③と同様の方法により計上するものとする。

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

→ 「現設計価格」と、「証明書類で確認できた実際の購入価格」との差額を「別途調達経費」として登録単価等により直接工事費に積上げ計上することを基本とする。
なお、別途調達経費の算定には、別に定める「03_別途調達経費算定シート」を使用できるものとする。

- (4) 土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、設計数量を基に、調達検討資材の使用量を算出し、「現設計価格に含まれる当該資材の材料費相当額」と、「証明書類で確認できた実際の購入価格による材料費相当額」との差額を「別途調達経費」として登録単価等により直接工事費に積上げ計上することを基本とする。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

4. 参考

今回通知と、各スライド条項との違いは以下のとおり。

項目	今回通知 (中東情勢対応)	単品スライド	インフレスライド
変更対象	ナフサ由来の資材に限る	資材	資材、労務単価等
受注者負担	原則なし	対象工事費の 1.0%	残工事費の 1.0%
算定方法	購入価格 (代替品で対応した場合は代替品の実勢価格)	購入価格または実勢価格	実勢価格
備考	本通知に基づく設計変更内容は、スライド条項の対象外		

5. 附則

この運用は、令和 8 年 7 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

なお、令和 8 年 7 月 1 日以前に起工した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。